

調整力募集要綱（案）に対するご意見への回答〔九州電力株式会社〕

平成29年10月2日

No.	分類	ご意見・ご質問	当社回答
1	I-b 入札条件	DRアグリゲーターでの応札にあたり、最低入札量を0.1万kWまで引き下げていただきたいです。また、運用としてアグリゲーターが複数の需要家のリレー方式で調整力を提供することを認めていただけますでしょうか。	最低入札量については、 ・小容量の電源等が多くなると、当社からの指令対象箇所が増加し、実際の運用に支障をきたす恐れがあること ・通信設備の設置や中給システム改修等のコスト面で、ある程度大きな電源を確保するほうが有利なこと から設定しており、ご理解ください。 また、リレー方式につきましては、運転継続時間等の必要要件を満たすのであれば、問題ないと考えております。
2	I-b 入札条件	（原案）0.5万kW、入札量は、当社中央給電指令所から専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除く）による信号により、15分以内に出力調整可能な量としていただきます。 （要望）0.1万kW、入札量は、当社中央給電指令所から専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除く）による信号により、15分以内に出力調整可能な量としていただきます。 （理由）小容量の取引を排除することがないようにすべきと考えるため。 実証事業等により、簡易指令システム相当の技術は既に検証されているため。DRでの応札に際し、専用線オンラインを新たに敷設することはコスト増につながり、安価な調整力提供を妨げるため。	なお、今回の募集については、専用線オンラインを要件としており、簡易指令システムのI-bへの適用については、今年度実施されているVPP構築実証事業でセキュリティ面を含めて検証し、その結果を踏まえ、検討を進めることとしております。
3	全般 入札条件	調整力募集全般においてポジワットとネガワットで混成された申請を認めていただきたいです。	「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」（平成28年10月17日経済産業省）に、「原則としてユニットを特定した上で容量単位による応札を受け付ける」ことが示されております。これに基づき、ポジワットについてはユニットごと（容量単位）の応札とし、ネガワットとは別応札とすることとしてください。
4	I-b 評価	（原案）kW単価のみで落札事業者を決定（kW単価で評価された落札事業者がkWh契約を締結する仕組み） （修正案）kW単価だけでなくkWhとトータルでのコスト評価で落札事業者を決定する 【理由】kWは安いが高kWhが高い事業者を選定することにつながり、結果的にトータルコストで安価な事業者を落札しないことにつながる。（現行のkWh契約は、kW評価のみでの落札事業者に対して調整力電源の運転に必要なコスト（起動費、運転費（揚水運転費を含む）、ブラックスタート機能維持費等）を実費支払とするため。） kW単価だけで評価すると減価償却が進行した固定費等、安価なケースのみが評価を受けてしまう（新規参入者等が新たに投資した固定費の競争力がなくなる）ため。	経済産業省「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」における「4.（6）①原則的な評価の基準（電源I）」にて「電源Iについて、発電事業者等による応札の結果、落札者を決めるに当たっての原則的な評価の基準は、コストの適切性の観点からは当然に容量（kW）価格であり、当該価格の低い応札者から順番に、必要量に達するまで落札することとなる」に基づき、落札事業者を決定しております。なお、評価には年間固定費だけでなく、非価格要素での評価項目を設定しております。そのため、減価償却が進行した電源だけが評価を受けるわけではないと考えております。
5	I-b 評価	DR応札に向けた加点評価をご検討いただけますでしょうか？ネガワットがポジワットと同等の評価を得られるようご検討いただきたいです。	経済産業省「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」において、「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、評価項目を設定しています。負荷設備を活用して供給バランス調整力を供出いただく場合でも、発電設備と同様に評価をいたします。
6	I-b 契約条件	（原案）（ハ）需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が供給力を確保するよう、当該小売電気事業者とアグリゲーターとの間で、適切な契約がなされていること。 （※要望）調整力公募期間中および期間後を含み、本件に係る業務量の増大とならないような仕組みを要望したい。また、需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等の供給力確保の問題解決にあたっては、アグリゲーターの需要家獲得阻害とならないよう、送配電事業者や第三者等による調整がなされる仕組み等を要望したい。	ネガワット調整金については、ネガワットガイドラインにおいて「需要削減が実施されると、小売Xの需要家に対する小売供給量が減少することから、小売Xは需要削減分の電気の調達費用を回収できない。一方、ネガワット事業者は当該需要削減分の電気を活用してビジネスを行うこととなる。そのため、小売Xとネガワット事業者との間に生じる費用と便益の不一致を調整するべく、ネガワット事業者が小売Xに対して支払う調整金（ネガワット調整金）について契約において規定する必要がある。」とされているとおり、小売事業者とネガワット事業者間で取引されるべきものと考えております。